

別表第1 (第3条関係)

1	第1号様式 申請書類一覧
2	第2号様式 申請書の記載事項等に関する誓約書
3	第3号様式 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準に係るチェックリスト
4	法第17条第1項に基づく登録事項等についての説明書
5	各住戸と共同利用設備の面積が分かる求積図及び求積表
6	建築基準法施行規則に定める床面積求積図
7	検査済証の写し(建築工事が完了している場合)
8	耐震診断書(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物の場合)
9	入居者向けパンフレット(作成している場合)
10	登録事項、添付書類の記載事項に変更があったことを、入居者に説明した書類

※10については、変更届出の場合のみ添付すること

別表第2 (第4条関係)

各居住部分の面積
規則第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」とは、各居住部分の床面積の合計及び入居する高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所その他の住宅部分の床面積の合計が、全居住部分の戸数に25㎡を乗じて算出された床面積以上ある場合とする。ただし、床面積が25㎡を超える各居住部分は25㎡として算定する。
構造及び設備
規則第9条に規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次のとおりとする。 (1) 台所については、居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設(コンロ、シンク及び調理台を備えたもの)を備えていることとする。 (2) 収納設備については、施錠可能な個別の収納設備を戸数と同数以上備えていることとする。 (3) 浴室については、次に掲げるものとする。 ア 男女別かつ戸数10戸につき1人分(10戸以下の場合は2人分)以上の浴室を備えていること イ 個別浴室は1人分、複数が同時に入浴可能な共同浴室は一度に利用できる人数分の浴室を備えていること ウ 居室のある階ごとに浴室を備えていない場合は、居室のある階から浴室のある階まで移動できる高齢者に配慮したエレベーターを備えていること エ デイサービスセンター等が同一建物内に併設されており、その浴室を時間外に利用できるものは、1人分の浴室を備えていること